

## 5 保全・回復事業の実施

### (1) 身近な自然環境の維持

野生動植物を守り、絶滅の危機を招かないためには、希少な野生動植物が数多く生息する地域を適正に保全・管理するとともに、身近な里地里山についても、日頃から、県民や地域の団体等と連携し、積極的な保全を図ることで、将来にわたりその豊かな自然環境を維持していくことが大切である。

そのためには、県民一人ひとりが、野生動植物に対する正しい認識を持ち、違法に捕獲や採取をしないようにするとともに、日頃から、自然とのふれあいを通じて、自然の大切さや野生動植物と接する機会を設けることが必要である。

### (2) 生息・生育地の保全・回復

野生動植物の保護のためには、現存する身近な自然環境を維持していくと同時に、過去に失われ、あるいは失われつつある河川、湿地、干潟、里地里山、森林等に対しては、その地形・土壌・水質等の地域的特性に配慮しながら、自然自らの回復力と人の手助けによって、より健全なものに蘇らせていくことも必要である。

保全・回復事業の実施にあたっては、事前に、生物多様性や地域社会条件等様々な角度から検討し、生物学・生態学、農学、土木工学、水質・土壌など、諸分野からの科学的知見に基づく情報を収集し、種に応じた保全計画を策定し、どのような水準に生息・生育環境を再生・修復するか、また、希少野生動植物の個体数の維持、回復を図るかといった目標を設定し、周辺地域の自然環境を損なうことのないよう十分な調査を行ったうえで、地域住民にも受け入れられる手法や工法とする必要がある。そして、計画、実施の各段階においても事業者、地域住民、あるいはNPOなど、様々な主体の協力・連携のもとに事業を進めていく必要がある。

さらに、事業実施後は、その効果を随時評価し、成果を公表するとともに、地域住民をはじめ関係機関の協力のもと、自然環境の適切な維持管理に努め、将来にわたり良好な環境を保っていく必要がある。

### (3) 生息・生育域外での保全

野生動植物の保護対策の基本は、生息地における個体群の安定した存続を保証することにある。しかしながら、絶滅のおそれのある種の中には、生息環境の維持・改善等の生息域内の保全措置を講ずるだけでは、野生下での個体群の維持・回復が困難な状況にあるものも存在する。また、生息域が限定されていることなどから、伝染性の疾病の蔓延や生息環境の変化等により野生下の個体群の急激な減少が生ずるおそれがあるものもある。

このような場合には、生息域内の保全措置と併せて、それを補完するものとして、生息域外での飼育・栽培繁殖を図り、飼育下の個体群を創出するとともに、繁殖個体の再導入

による野生個体群の回復を図るなどの措置を生息状況に応じて適切に講じていく必要がある。

なお、生息域外で繁殖を行い、再導入を行うにあたっては、次の理由により、慎重な対応が求められる。

対象とする種の減少要因を調査し、原因を取り除いたうえで再導入を図らなければ、再導入した個体を無駄に死滅させる結果となり、根本的解決にはならない。

再導入種の個体が増加することにより、対象地域における他の野生動植物（特に絶滅危惧種）の生息に与える影響を予測・検討する必要がある。

再導入する個体が、感染性の疾病に罹患していないこと、寄生性の生物を持っていないことを確認する必要がある。

人工繁殖では限られた数の親個体が用いられることが多いので、再導入を行った個体群の遺伝的多様度が低下する。その結果、当該個体群の環境の変化に対応する能力や生殖能力が低下するなどの弊害が懸念される。

同一種においても複数の地域個体群が存在することが知られている。本来の地域個体群以外の親個体から得られた繁殖個体を再導入すると、遺伝子の攪乱が起こる。